

共有馬管理等に関する覚書

[共有馬]

馬名

年月**日生 牝（毛色）父 ***** 母 ***** 共有持分の 20 分の 1

記

第 1 条(共有代表馬主への委任)

共有者は、上記競走馬(以下「共有馬」という)を競走の用に供しかつ共有馬についての円滑な事務運営等を確保するため、次条に定める共有代表馬主に対し第 3 条に定める事項を委任するものとし、当該共有代表馬主はこれを専任により務める。

第 2 条(共有代表馬主)

共有馬の共有代表馬主は須田靖之とする。

第 3 条(共有代表馬主の専任事項)

共有代表馬主の専任事項は以下のとおりとし、共有代表馬主は、かかる事項を遂行する権限及び義務を有する。

- (1)販売者から共有馬の引渡しを受けること及び引渡しに関連する事項を決定すること (2)育成場及び育成費を決定すること (3)地方競馬全国協会(以下「NAR」という)への競走馬登録の可否及び時期を決定すること
- (4)NAR 等に対し当該共有馬の共有代表馬主として届出を行い、その他各種申請書類を提出すること (5)預託厩舎を決定し、預託契約を締結すること
- (6)入厩の可否及び時期を決定すること
- (7)去勢の可否及び時期を決定すること
- (8)競走の際の服色を決定すること (9)調教及び出走スケジュール(海外における競走、中央競馬の指定又は特別指定交流競走の選択を含む)を共有馬の預託先調教師と協議のうえ決定すること (10)地方競馬主催者等から賞金その他その名目を問わず馬主に対して交付される金員及び賞品等を受領、保管し、かかる金員を共有者に対しその持分割合に応じて支払うこと (11)共有馬の保険加入額の決定、並びに、保険料及び 2 歳 1 月請求分以降の共有馬の飼養・育成にかかる費用を共有者に対しその持分割合に応じて請求し、これを受領、保管し、かかる費用の支払いに充てること (12)共有馬に保険事故が発生した場合、保険約款に基づき保険会社に保険金の支払請求手続を行なうこと

(13)競走馬登録の抹消を含め当該共有の終了時期を決定すること (14)上記登録抹消等の前後を問わず、共有馬の処分方法を決定すること及び売却処分の場合の価格を決定すること、並びに、売却処分の対価を受領し、これを共有者に対しその持分割合に応じて支払うこと (15)共有馬が牡馬の場合は、上記登録抹消後に種牡馬への転用の可否を決定すること (16)やむを得ない事由により共有代表馬主を変更する場合には、新共有代表馬主を選任すること (17)その他上記に関連する事項を決定し、実施すること

第4条(事務委託)

共有代表馬主は、前条に掲げる事項の事務取扱をカルディアレーシング事務局(以下「事務局」という)に委託する。

第5条(共有者の遵守事項)

共有者は、第1条及び第2条に従って共有代表馬主に委任した事項に関しては、自らこれを行わないものとし、共有代表馬主及び共有代表馬主から事務委託を受けた事務局による円滑な業務遂行を妨げてはならない。競走馬登録に必要な共有馬所有念書(印鑑登録証明書添付)については、事務局の案内に従って遅滞なく提出する。また共有者は、NAR又は当該地方競馬主催者の馬主登録抹消ないし資格喪失要件に該当してはならない。

第6条(本覚書の付帯条項)

第3条に掲げる取扱事務の実施の詳細については、本覚書と一体をなす「カルディアレーシング地方入厩予定馬:共有馬管理等に関する覚書の付帯条項」(以下「付帯条項」という)に規定するものとし、共有者及び共有代表馬主はかかる付帯条項を遵守し、これに従うものとする。

年 月 日

[共有者]

住所

氏名 印 馬主登録番号

[共有代表馬主]

住所

氏名 印 馬主登録番号